

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和3年6月15日（火）
午前10時01分～午後1時30分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	きりき 優 小林 憲一 あらたに 隆見 山崎 ゆうじ	副委員長 委員 委員	板橋 茂 しのづか 元 しらた 満
--------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------	-------------------------

出席説明員	施設政策担当部長 市民経済部長 オリンピック・パラリンピック(兼) スポーツ振興担当部長 スポーツ振興課長事務取扱 健康福祉部長(兼)福祉事務所長 福祉総務課長 健康推進課長(兼)健康センター長 高齢支援課長 障害福祉課長	榎本 憲志郎 鈴木 誠 小林 弘宜 小野澤 史 松崎 亜来子 金森 和子 伊藤 和子 平松 渉	保健医療政策担当部長 生活福祉課長 保険年金課長 介護保険課長 健康まちづくり推進室長	伊藤 重夫 松田 隆行 松下 恵二 廣瀬 友美 原島 智子
-------	--	--	---	---

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第51号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応について	健康推進課
2	多摩市子育て応援事業「みんなでたまこ応援プロジェクト」 ～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～	健康推進課
3	新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業 令和2年度実績について	健康推進課 介護保険課 障害福祉課
4	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
5	新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について	保険年金課
6	温水プール・総合福祉センターの指定管理者制度の更新スケジュール概要について	福祉総務課
7	「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」報告書の作成及び取組状況の報告について	福祉総務課
8	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）について	福祉総務課
9	令和2年度（2020年度）生活保護の相談・申請状況等について	生活福祉課
10	シルバー人材センターによる行政財産「高齢者事業団事務所・作業所（和田）」の建て替えについて	高齢支援課
11	高額介護サービス費の負担限度額等の見直しについて	介護保険課
12	第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画（令和3～5年度）の策定について	障害福祉課
13	多摩市の健幸まちづくりの歩みとこれから	健幸まちづくり推進室

午前10時01分 開会

きりき委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第51号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第51号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案については、令和2年度に引き続き令和3年度においても世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、収入の減少等、一定の状況に該当する場合に、その世帯に属する第1号被保険者について介護保険料の減免を行う特例を定めるものである。詳細については介護保険課長からご説明をさせていただく。

廣瀬介護保険課長 本件は、介護保険では条例で定めるところによって減免を行うことができるかとされているものであるから、このたび介護保険条例の改正をするものである。

具体的には附則の第10条のところであるが、国の事務連絡の記載が変更されたことに対応して表現を変更する。内容については変更がない。それから、令和2年度・令和3年度分の保険料で令和4年3月31日までの間にあるものの減免を適用するというので、附則の経過措置の部分について改正をするものである。

なお、昨年度については、国の財政支援を受けて平成31年度分と令和2年度分の保険料について累計で76件、約375万円の減免を行ったところである。

本件、今年度も実施するに当たっては、周知について、公式ホームページ、たま広報7月5日号でご案内するほか、来月に介護保険料の本算定の決定通知を予定しているので、その通知に合わせて周知を行っていきたいと考えているところである。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 今年度も引き続き継続して保険料の減免を行うのは当然のことだと思うが、先ほど昨年度76件375万円という報告があったが、その主な中身がわかれば教えていただきたいのと、今回は新型コロナウイルス感染症に係ることであるが、もしこのような特例を実施するとしたらほかにどのようなことが考えられるのか、その辺についてお答えいただきたいと思う。

廣瀬介護保険課長 まず昨年度の実績の内訳内容であるが、コロナウイルス感染症に主たる生計者がかかった、また亡くなられたということで全部の免除をされた方が12件、そのほか収入の減少で64件の方に減免をさせていただいた。昨年度については年度末まで第3波が続いていたこともあり、昨年度の保険料でも該当するものがあれば引き続き免除の申請を受けていく予定である。

また、コロナ以外での減免に関しては、災害等で主たる生計者の収入が減少した場合に現在も減免を行っているところである。国の財政支援がない中では、減免を行った部分についても全体の介護保険の枠組みの中で支援をしていかななくてはならないので、現在コロナウイルス感染症、そのほかの部分で減免を行っているところであるが、引き続き状況を見ながら減免については検討していきたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第51号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時07分 休憩

(協 議 会)

きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1件目、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 まず1点目であるが、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応について、所管担当課長の金森から説明をさせていただく。

金森健康推進課長 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応について、今年度4月以降の主な動きについてご報告させていただきたいと思う。

まず1点目、昨年度から実施させていただいている多摩市独自のPCR検査の実施状況である。こちらにお示ししたのは5月28日現在であるが、施設等で感染者が発生したときに濃厚接触者に特定されなかった方で何らかの接触があり、市が必要性を判断した方で検査を希望する方に検査しているものである。こちらは今年度に入って、5月28日までは1施設8件だった。6月に入りもう1件出ており、プラスになる予定になっている。

2番目に書かせていただいているのが、3月議会の1号補正で予算をお認めいただいたものになる。妊娠期及び出産後に支給する子育てを応援するギフトについてである。こちらは、コロナがまだまだ収束されていない。そういったときに、妊娠中の方と子育ての方に対して、経済的な負担の軽減と感染症の状況下で不安を抱えながら妊娠・出産・子育て期を過ごすというところで、応援の意味を含めてのギフトの支給となる。これについては、親子が孤立しないというところも一つ大きなポイントで挙げさせていただいている。また、多摩市の子育て応援事業として、「みんなでたまこ応援プロジェクト」というのがある。市制50周年のデザインとなるラスカルのイラストを活用したメッセージカードも添える予定にしている。

事業内容については2点あり、1点目、(1)にある「ゆりかごTAMAすこやか妊婦応援ギフト」である。こちらは妊娠中の方に、コロナ禍での妊娠期の感染予防、健康管理、出産準備に使っていただきたいということで、10,000円の交通系ICカードをお渡しするものである。こちらについても、原則はゆりかごTAMAという妊婦面接をしている。今大体90%程度受けていただいているが、そちらのときに手渡しでお渡しすることになっている。

もう1点が、「TAMAで子育てすくすくベビー応援ギフト」になる。こちらは出生後、乳児健診(3~4か月児健診)に来られた際に渡すことになっている。こちらは地域子育て支援拠点の子育てマネージャーの方に来ていただき、ちょうど3~4か月すると外出もしやすくなり、そろそろ出るときに感染対策をしっかり取って遊びに行っていたりお母様が出かける場ということで拠点に来ていただきたいというPRも兼ねて、マネージャーの方にお話をしていただきながらお渡しいただくことを予定している。それぞれ7月より支給させていただき、4月から対象にしているので、それまでの方については簡易書留で送らせていただく形を考えている。

実際の台紙のイメージ図を2枚目、3枚目のところに載せさせていただいている。現物は今日ちょうど見本が上がってきたが、このような形で、真ん中でちょうど折れるような形になっていて、ここに交通系ICカードを入れるのが3~4か月、妊婦さんのほうはピンクの絵柄で、ここにメッセージも添えてという形で、これでお渡しすることになっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 PCR検査キットの件であるが、実は昨年成人する人たちのために1,000人分ぐらいたしか確保したと思うが、その在庫がどうなってしまったのかということで市民の方から結構問い合わせが来ているが、今回このような形で、1,000人分のものが全て終わったのか、まだストックが残っているのか、そこら辺を教えてください。

金森健康推進課長 1月に成人式用に800個購入をさせていただいた。それを独自のPCR事業で利用させていただいており、昨年度は288個利用した。

余りが512個あった。今年度また使わせていただいているのと、あと今はワクチン接種の市の職員のPCR検査をさせていただいている。というのは、このキットには有効期間があり6月末までしか使えなかったのも、500個を多分6月末までには使い切れないところもあり、有効利用ということで利用させていただいている。

小林委員 1番の市独自のPCR検査の実施状況に関してであるが、この1施設というのは、想定される場所としては保育園や介護施設だというお話があったが、この1施設というのはどういうところだったのかと、それから実際に検査キットを使って検査をしたところはどこか市内の医療機関ということなのか。

金森健康推進課長 市の独自のPCR検査であるが、主に介護保険課、障害福祉課でも補助事業を始めている。そういった対象施設については、そちらを優先して使わせていただいている状況もあるので、今年度からは対象になる施設が今お話しされたように保育園・幼稚園、場合によっては教育関係のところの主なところと、また、障害福祉課、介護保険課の補助事業に当たらない部分で必要性を認めた場合に実施することになっている。先ほどご報告した今年度の件数は幼稚園のところになる。

小林委員 保健所によって濃厚接触者とされなかった方が希望した場合となっているが、この8件とも希望されたのか。

金森健康推進課長 検査8件については、検査キットが使える年齢のお子さんであったこともあり、こういった検査があるというご案内をさせていただき、検査希望のあった方に実施しているところである。その辺りについては、子育て支援課、該当園等と連携をしつつ実施しているところである。

しらた委員 同じところであるが、これは令和3年度であるから、今年の4月1日からの人数が8件ということよろしいか。

金森健康推進課長 今年度、令和3年の4月1日から令和3年5月28日現在で1施設8件という形になる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2件目、多摩市子育て応援事業「みんなでたまっこ応援プロジェクト」～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 続いて2点目である。多摩市子育て応援事業「みんなでたまっこ応援プロジェクト」～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～、引き続き健康推進課長の金森からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 多摩市子育て応援事業「みんなでたまっこ応援プロジェクト」～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～ということでご報告させていただく。こちら、本日もご報告させていただくが、昨日も総務常任委員会でご報告をさせていただいている案件になる。市民経済部市民課、経済観光課、子育て支援課が中心になっており、健康推進課も連携をさせていただいている事業になる。

事業概要については、そちらに書いているように多摩市では本市で子どもを産み育てたいと思える基盤を構築していくために、妊娠、出産、子育てなどライフステージに応じた切れ目のないトータルな子育て支援応援事業として「みんなでたまっこ応援プロジェクト」を推進するとしている。多摩市まち・ひと・しごと総合戦略では、子育て・子育てをみんなで支えるまちを目指すということで、合計特殊出生率1.42を目標としている。現在は令和元年度で1.15という値になっている。その中で、共通のこういったキャラクターデザインを持つことによって効果的に市内外に応援推進事業の推進をしていく。

先ほどもご案内した事業でも実施させていただいているように、2番にあるように共通キャラクターのデザインを使うことになっている。子育てに優しいまちのイメージを発信していくということで、アニメーションを多数手がけている市内の日本アニメーション株式会社に委託し、共通デザインを作成しているところである。こちらに載っている絵が「ゆりかごTAMAすこやか妊婦応援ギフト」「TAMAで子育てすくすくベビー応援ギフト」のキャラクターデザインにも使っているものとなる。

裏面に行って、それ以外の健康推進課以外の事業、子育て支援課、市民

課の事業でもそれぞれこういったキャラクターデザインを使っていくというところで詳細が載っている。各通知等の利用開始スケジュールは、そちらにあるように健康推進課は先ほどご説明をさせていただいた7月からとなる。それ以降は、順次9月、11月という形で開始予定となっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 このラスカルにけちをつけるわけではないが、多摩市はもともとハローキティに会えるまちということで、キティちゃんを結構キャラクターとして採用していたと思うが、この間のいろいろな所管課のキャラクターを見ていくとバラバラ感が非常にある。市民経済部はアマビエ、そしてこのラスカル、健幸まちづくりはまた違うキャラクターである。何となくきちんとして統一感を持ってPRをしていったほうが、何がよいというわけではないが、例えば隣の稲城市などは統一感のあるナシのキャラクターということで、そういう形の統一したイメージ戦略を取っている。健康福祉部に聞く話ではないが、そういった形で進めるべきではないかと私は思うが、その点なぜこういうことになったのかを説明してほしい。

金森健康推進課長 健康推進課として認識しているところにあっては、今回こちらの事業概要にも示させていただいているように、妊娠、出産、子育ての子育て支援事業のトータル的なキャラクターデザインを一つ定めようということでこういったプロジェクトを立ち上げ、その中でこのラスカルといったキャラクターデザインを統一して使っていくことを今回決めたと認識している。

しのづか委員 ここはぜひ庁議に参加している部長にお聞きしたいが、庁議ではイメージ戦略としてどういう話がなされているのか。私は、シティセールスの観点からしてみても、きちんと統一したイメージで多摩市をPRしていくべきではないかと思うが、いかがか。

鈴木市民経済部長 先ほど最初にあったハローキティであるが、ハローキティはあくまで多摩センターの親善大使という位置づけがまず大きくある。最初ご説明させていただいたとおり、キャラクターでの統一感あるデザインというのは、例えば今ご質問者からあった稲城市は「なしのすけ」を使った中でのイメージというのはあるかと思う。私どもとしても、いろいろなキャラクターがある中で、これをやるに当たってはどうかということで今回サン

リオとも様々お話をした経過がある。ただ、諸事情があった中で日本アニメーション株式会社となったという部分がある。今後きちんとした統一的なイメージというところに関しては、ほかのところの事業を出してしまっ
て申しわけないが、下水道のマンホールカードのように、聖蹟桜ヶ丘につ
いてはラスカル、多摩センターについてはキティといったようにいろい
ろすみ分けをしながら、お話があったような統一感があったキャラクターの
利用をさせていただきたいと考えている。ただ、実際に庁内でそこまで議
論を深めたかという、まだそこまで深まった議論はしていないところ
である。

しのづか委員 意見だけである。ぜひその辺を進めてほしい。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3件目、新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業 令和
2年度実績について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業 令和2年度の実績
についてご報告をさせていただく。こちらは健康推進課、介護保険課、障
害福祉課のPCR検査実績等を合わせた一覧となっている。

1番については、市が実施したPCR検査の件数と結果の令和2年度実
績となっている。多摩市PCR検査センター及び多摩市の独自のPCR検
査実施のご報告であるが、検査件数と検査結果は表のとおりとなっている。
2番については、市が経費補助を行った市内の介護保険・障害福祉サー
ビス等事業所が実施したPCR検査の結果。3番については、上記各事業に
おける決算見込額を一覧にさせていただいたものを今回提示させていた
だいたところである。

詳細については、各課からまたご説明する。

平松障害福祉課長 2番、市が経費補償を行い、市内介護保険・障害福祉サー
ビス等事業所が実施したPCR検査の件数と結果について説明をさせていただく。そ
れぞれ介護保険事業所と障害福祉サービス事業所が共通して令和2年
12月から開始したが、主に通所系の事業所に対するコロナウイルス検査

経費の補助事業である。

介護保険事業所が4法人6事業所、検査件数が230件で、陽性件数はなかった。3番になるが、決算見込額が269万6,900円で、全て東京都の補助事業「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」を活用する形となっている。

障害福祉サービス等事業所については、7法人9事業所で検査件数が289件、同じく陽性件数はなかった。こちらも、決算見込額については345万7,289円で、全て東京都の補助事業を活用した形になる。

介護・障害共に令和3年度も同様の事業を実施しており、令和2年度は先ほど説明したように主に通所系の事業所だけだったが、令和3年度については訪問系の従事者が東京都で追加されている関係から、市でも追加している。また、東京都の補助期間については6月末までとなっているが、これを市独自で9月末までの期間としているので、その分は市の財源でと考えている。ただ、ここで東京都の6月補正の中で関連予算が計上されているということで、詳細はわかっていないが、9月補正でこちらも何らかの対応をさせていただきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今説明のあった3番のところで、③と④の事業については東京都の補助金が100%になるわけであるが、①と②にも東京都の補助金が入っているが、この額がどのくらいになるのか、今ではなく後でもよいが、わかるのか。

金森健康推進課長 3番の①多摩市PCR検査センターについては、表の下に書かせていただいているように、東京都の医療保健政策区市町村包括補助金が入っていて、これが1,000万円になる。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を161万円利用させていただいている。寄附金に関しては700万円で、一般財源が207万円という形になっている。

2番の多摩市PCR検査業務は、検査をしている中で区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業が利用できた部分としてこちらに上げさせていただいている46万円という形になる。その区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業の対象以外のものが多いが、それ以外は特定

財源は入っていない。

しらた委員 一番の①で多摩市PCR検査センターが検査数203件で、その内訳が下の執行総額というところであるが、これ検査キットと医師会の内訳はあるのか。

金森健康推進課長 現在細かい数は持っていないが、内訳としては、PCR検査センター自体の設置運営の事業も入っているので、設置場所に関する事業費と、あと全て医師会のほうへの委託とさせていただいたが、医師会の人件費等が含まれたもの、それ以外に車による送迎もさせていただいたので、そういった費用等が含まれた形になる。

しらた委員 後で詳しい一覧が欲しいので準備をお願いしたい。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは4件目、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 4点目、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて、これは私から報告をさせていただきたいと思う。日本医科大学多摩永山病院の建て替えについては、3月の総務常任委員会と健康福祉常任委員会で状況を報告させていただいたが、本年2月に学校法人日本医科大学から多摩市長宛てに、新型感染症拡大により病院経営が今もなお厳しい状況から、影響を見極めつつ、令和2年11月の文章中の2026年度の新病院開設を努力目標とする点を再考しているため、当面の間時間を賜りたい旨の文章提出があった。

本日は、コロナの状況として別紙グラフ等をつけさせていただいているが、2020年の4月から2021年3月における医業利益について2019年と比較したもの、コロナ前、コロナ後となってくるかと思うが、資料を提供いただいたのでご報告をさせていただきたいと思っている。

表の説明になる。上段の表の中で、医業収入A引くBの欄、対前年度差額では、2020年4月より毎月マイナスとなっているのがわかるかと思う。また、4月では前年度よりマイナス3,881万6,000円。続いて

右のほうに行って、5月ではマイナス1億5,844万3,000円、右下にあるように直近の2021年3月ではマイナス8,661万7,000円となっている。また、1年間のトータルでは左下にあるように入院診療収入がマイナス約7億7,000万円、外来収入、診療収入がマイナス1億6,700万円、トータルで、医業利益としてはマイナス13億580万9,000円となっている。

こうしたコロナについては、国や東京都から減収分の補填として一定程度交付されていると聞いているが、正確なところはこうした状況が落ち着いた段階でまた確認をしていければと考えている。緊急事態宣言は現在のところ6月20日まで延長をされており、日々の感染症も出ている中で、依然として現場での対応を含め病院経営はかなり厳しいと伺っている。この間も、学校法人とはその都度コンタクトを取って状況等を確認しているところであり、今後いつでも本格的な協議が再開できるよう、市としてはどのような建て替え支援が考えられるかを検討をし、今後もその都度議会には情報提供をさせていただきたいと思う。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 今のご報告を聞くと、状況としては早期の建て替えは厳しいのではないかと感じ取った。そういった中で、あそこの土地であるが、今年度においては急傾斜のところだけの対応をしなくてはいけないということで、今の状況ではしようがないと思うが、今後の協議次第では、今まであそこは駐車場としてUR都市機構が活用していたと思うが、予定地の活用も視野に入れながら協議を進めていってほしいと思うが、その辺、また所管は違うが、どういう状況になっているのか。

榎本施設政策担当部長 今報告させていただいたとおり、現場では本当にコロナの関係で大変な状況である。また、今ご報告させていただいたとおり、外来の診療収入には厳しい状況があるところである。そのような関係で2026年度の新病院開設は努力目標として再考ということがあるが、今市と学校法人の間では、あそこの場所について新病院建設に向けて双方協力してやっていこうという確認書を交わさせていただいて、そのスタンスのもとでいるところである。この間、こういう厳しい状況であるので具体的に皆さん

に報告する事項はないが、コンタクトは常に取りながら、状況を見て新病院の建て替え建設に向けて確認書を取り交わしている方向で現時点では進めていきたいと思っているところである。

しのづか委員　なかなか難しい答弁でどう解釈してよいのかわからないが、そういった合意のままずるずると塩漬けにならないように、駅前の一等地であるから、そこをUR都市機構ときちんと土地交換した後は、土地の持ち主である多摩市としては、活用も視野に含めてきちんと協議に当たっていただきたい。これは意見を申し上げて終わる。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは5件目、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長　5点目になる。新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について、担当課長である松下から説明をさせていただく。

松下保険年金課長　それでは、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況についてご報告させていただく。3月の常任委員会でもご報告させていただいているが、令和3年5月27日現在の状況についてご報告させていただく。

まず傷病手当金については、申請件数2件、決定件数2件、支給決定額が7万3,313円となっている。次に、国民健康保険税の減免状況であるが、令和元年度分については、申請件数が218件、決定件数135件、不承認が83件、3月との比較では申請件数が13件、決定件数が14件、不承認が9件、それぞれ増になっている。令和2年度分については、申請件数が404件、決定件数が359件、不承認が45件、3月との比較では申請件数が31件、決定件数49件、不承認件数9件と、それぞれ増となっている。合計の申請件数が622件、決定件数が494件、不承認が128件となっている。令和2年度分の決定状況については、全世帯に占める割合としては約1.6%、合計所得1,000万円以上、年金収入のみ

といった世帯を除く減免対象となり得る世帯は約8,600世帯と推計しているが、これに占める割合としては4.2%という状況になっている。また、金額的には、令和元年度分が224万6,300円、令和2年度分が5,387万2,400円、合計5,611万8,700円となっている。

次に、令和3年度の保険税の減免についてご説明させていただく。令和3年度についても国民健康保険税の減免を実施することとした。減免基準などについては令和2年度と変更はない。対象となる保険税については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの、また、令和2年度相当分の保険税であって、令和2年度末に資格取得することなどによって令和3年4月以降に納期限が到来するものとなっている。

コロナ減免実施に対する国の財政支援であるが、令和2年度については災害等臨時特例補助金で10分の6、特別調整交付金で10分の4、合わせて10分の10全額財政支援で賄うことができたが、令和3年度については、減免総額が当該市町村における市町村調整対象需要額に占める割合に応じて特別調整交付金が交付されることとなっている。減免総額が調整対象需要額の3%以上の場合には10分の10、1.5%以上3%未満の場合には10分の6、1.5%未満の場合には10分の4が国から交付されることになっている。多摩市においては1.5%未満、10分の4の交付を想定している。

このようなことから、コロナ減免の実施に当たっては国民健康保険財政運営基金を活用したいと考えている。国保財政運営基金については、平成30年度に被保険者の負担軽減を目的として1億9,400万円基金に積み立てをさせていただいている。令和元年度の保険税改定に際し、全ての所得階層の方に有効に基金を活用するため、改定案から医療分均等割1,000円を引き下げ、以降、令和5年度までの減額波及分に1億8,245万円を充てることとしている。今回はその差額1,155万円をコロナ減免の財源として活用したいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 傷病手当金の創設について、後期高齢者医療においても同様のことがで

きたと思うが、後期高齢者の同じような状況は市でわかるのか。それとも後期高齢者医療広域連合に聞かないとわからないのか。

松下保険年金課長 後期高齢者医療でもコロナ減免を実施している。令和3年度についても広域連合で実施するという話は聞いている。内容等についても、国の財政支援や減免基準は国の制度に合わせたものと伺っている。

小林委員 今お伺いしたのは、例えば傷病手当金について言うと、申請受付件数が2で支給決定件数が2と、減免についてもその実績数字が出ているが、それは多摩市保険年金課でわかるのか。同じような資料である。

松下保険年金課長 保険料の減免状況であるが、令和3年3月5日現在のものは今手元にある。こちらは申請件数が44件、決定件数が36件、金額的には359万8,200円となっている。傷病手当金については、多摩市は1件決定しているが、金額的には承知していない。

小林委員 今見ていたような資料がもし手元があれば、後でいただければと思う。

しのづか委員 ピンポイントではないが、ちょうど切れ目として保健医療担当の所管がここで終わるので聞くのだが、私たちが一番聞きたいのはワクチンの接種状況であるが、それが今回の協議会案件に入っていないのはどういう理由なのか。

伊藤保健医療政策担当部長 ワクチン接種については、議会の災害対策連絡会等を含めて随時報告させていただいているという位置づけで、今回は特に載せていない。

しのづか委員 災害対策連絡会は任意設置のもので、例えば市民に向けてきちんとオープンにお知らせできるのが、所管委員会であるこの健康福祉常任委員会の協議会の場だと私は思っている。だから、そういった状況を、昨日までの結果を報告しろとは言っていないので、3か月に1回はきちんと報告できる段階のものを報告していただかないと、結果そういう意味ではずるずると延びいってしまうので、ぜひ今後はきちんと適宜情報共有を図っていただきたいと思う。

それともう1点、先ほど言い忘れたが、日本医科大学の建て替えの件であるが、日本医科大学永山病院の収支報告はよくわかるが、日本医科大学という学校法人はほかにも3つの病院を持っているわけで、永山病院が独

自分で建て替えをするわけではなく学校法人として病院の経営をどうしていくかであるから、もっと総合的に全体を見せてほしいと思う。その両方の点を一応お伺いする。

伊藤保健医療政策担当部長 日本医科大学の関係であるが、学校法人はご指摘のように全部で4つの大学病院をお持ちである。そうしたコロナの影響等々については、今後確認できる範囲で学校法人の本部にも確認をしながら、適宜ご報告できるところはご報告させていただきたいと思っている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは6件目、温水プール・総合福祉センターの指定管理者制度の更新スケジュール概要について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議資料6をご覧ください。温水プール・総合福祉センターの指定管理者制度の更新スケジュール概要について報告させていただきます。

今回、温水プール・総合福祉センターは令和3年度（令和4年3月31日）をもって現指定期間が終了する。これまで指定管理者制度により効率的かつ安定的な運営が行われていることから、一体で指定管理者制度を継続して導入したいと考えている。

指定管理者制度の導入の理由については、資料に書かせていただいたとおり、専門事業者のノウハウを生かすこと、市民サービスの維持向上や効率的な管理運営の実施、安全の確保が期待できるということから、考えている。

指定管理者の公募については、公募することによって競争原理が働き、民間経営の発想やノウハウが生かされるという観点から、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づいて公募を行わせていただく。

指定期間であるが、指定期間は5年とさせていただきたいと思う。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなる。

利用料金制の導入は、利用者のサービスの向上と一層の効果的な管理運営を目指すため、指定管理者のインセンティブ付与等の観点から、引き続

き継続して実施したいと考えている。併せて、利用料金のみでの運営は困難であるため、指定管理料の併用とする。

主な業務の範囲は、こちらに書かせていただいている3点になるが、施設全般の管理運営、施設の維持管理及び事業運営に関する業務、施設及び附帯設備等の利用の承認及び制限に関する業務、利用料金の徴収に関する業務となる。

今後のスケジュールに関しては、こちらに記載させていただいた内容で進めたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 このところで老人福祉センター同好会という方々がこの場所をお使いになっていると思うが、その団体が61団体あり、ほかに地域活動支援センター同好会という方が1団体ある。この老人福祉センター同好会の61団体の方は、寿大学をご卒業された方で多摩市の方であるが、今度借りるのに少し変更するようなことがあるのか。その寿大学の人たちは今何か特別の借り方をされているのか。その辺をお聞きする。

伊藤高齢支援課長 老人福祉センター事業ということで、高齢支援課からお答えさせていただく。老人福祉センター事業の中で寿大学を実施している。これまでは、そこを卒業されて自主的な同好会という形で組織をつくられたときに、場所を月に2回優先的に取る、その予約の取り方も、ご本人たちが取るのではなくセンターのほうで取らせていただくような形でずっと運営してきたが、ここで指定管理に移るに当たって、総合福祉センターは高齢者、障がい者の方の健康増進、生きがい対策ということでご利用いただくためにつくっている事業であるが、例えば市内のコミュニティセンター等の高齢者の利用については、利用料についても減免ではなく2分の1減額という形で、予約についてもご自身たちで予約を取っていただいている。そういった市内のほかの公共施設の予約の取り方や優先的な配慮、それから利用料がないということで差異が生じているということで、ここで見直しをさせていただいた。

同好会の支援については、発足から3年間については無料でご利用いただき、月2回まではセンターで優先的に予約を取らせていただくという形

にした。例えば毎週やっているということで月2回以上ご利用なされたい場合はご自身で予約を取っていただくという形でこの4月から利用を進めているところである。この4月から3年間たった後については一般団体としてご自身で予約を取っていただき、利用料についても2分の1減額という形で対応していきたいと考えている。これについては、昨年10月に同好会の皆さんにご説明をさせていただき、今年度になって60団体が引き続き登録したいということでご希望いただいて、今運用しているところである。

しらた委員 この3年で区切りをつけた理由は何かあるのか。

伊藤高齢支援課長 特別会計で実施している一般介護予防事業の中に、近所de元気アップトレーニングという、地域の中でサロン登録をしていただいて、地域で体操教室を自主的にやっていただくというものがあるが、そこに社会福祉協議会を通して助成金をお出ししている。その期間を、立ち上げ支援ということで3年間とさせていただいている。それに準じて3年間とさせていただいた。

しらた委員 では、今までは3年間ではなくずっとそれができたが、ここで指定管理期間が替わるからそのようなやり方をすると決めたのか。総合福祉センター条例だと、市民の福祉活動推進、在宅の高齢者・障がい者が自立して生活を営むことができるよう援助を行うと強く言われているようであるが、その辺はどのようにするのか、もう少しまい調整が要るのではないか。市民サービスの向上、その他もっと円滑にできるということで今度この指定管理者が替わるのだと思うが、まだ皆さんが納得して3年となったように伺っていないので市民の方々からいろいろ言われているが、その辺はどのように整理するのか。このまま強引に行ってしまうのか。

伊藤高齢支援課長 これまで一つの団体ができると、そちらはずっと無料で施設を利用できた。公共施設の考え方としては、やはり利用料等一定のルールの中で納めていただいたものによって運営していくことが基本であると思う。委員が言われたように施設としての総合福祉センターの役割はもちろんあるかと思うので、3年間という形にした。同好会には一定の縛りがあり、同好会として支援している間はほかの市内の公共施設はご利用いただけないこ

とになっている。そうではなく、総合福祉センターの老人福祉センター事業で勉強していただき、そのことで自主的な活動を3年間そこでじっくりやっけていただき、その後は、それこそ自身のお住まいになっている地域にお戻りになり、そこでいろいろな活動していただきたいということで発展的に、あと市内のその他の公共施設の利用の仕方との差異を解消していくということで検討してきたところである。

利用者の皆さんには、私どもとしてはご説明をさせていただいたと思っている。これまでも団体や市民の方数名からご意見をいただいているが、丁寧にご説明をさせていただいてご理解をいただいきたいと思っている。このまま強引に進めるのかというご質問については、そうではなく丁寧に、施設のあり方や公平性も踏まえて進めてまいりたいと考えている。

しらた委員 一つ提案であるが、もう少しやり方として時間帯を午前や午後ではなく細かく分けるような工夫もできたらと思うが、まだ検討する余地はあるのか。

伊藤高齢支援課長 今、午前、午後、夜間の部分の稼働率について部屋ごとに確認をしているところである。今のところはその枠の中で、全部を足しても平均で8割ぐらい、6割ぐらいの部屋もあるので、今利用されている同好会の皆様には十分ご利用いただけるかと思っている。委員が言われた時間枠の設定については、3年たったときに同好会の方も、同好会を卒業された方も気持ちよくこの施設を使っけていただくためにどうやったらいいのか、真摯に検討していきたいと思っている。

しらた委員 ぜひ真摯にお願いしたいと思うのでよろしく願います。

あらたに委員 確認であるが、駐車場の管理も同じ指定管理者がするのか。

松崎福祉総務課長 総合福祉センターの駐車場に関しては、指定管理者が管理する。

あらたに委員 今市内の公共施設についている駐車場の有料化というか管理についても一元化するような案も出ている中で、こうやって長期5年間にかけてここだけは特別で契約してしまうことが庁内に整合取れているか。

松崎福祉総務課長 現在駐車場の有料化については、庁内全体でまだ協議をしているところである。今回の駐車場の管理について、指定管理の枠の中でも今後何かしら変更が必要である場合には協議をしていくような状況になる。現在総

合福祉センターの駐車場に関しては無料であるので、状況の変化等々については事前に指定管理者に情報提供しながら進めていく必要があると考えている。

あらたに委員　　プールのほうの駐車場はどうか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長　プールの駐車場については、指定管理者が現在も管理しているところであり、引き続き管理する。

あらたに委員　　結局有料の部分はもう既に指定管理者の収入の中に契約上入ってくるといふことでよいのか。5年間いわゆるその指定管理者の収入として認めるということ、ここで契約すると言っているわけなのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長　温水プールの駐車場については利用料金制の対象となっているので、今、委員ご指摘のように、指定管理者の収入として取り扱っているところである。

あらたに委員　　そのときに、先ほど甲乙これから協議するような話も言っていたが、損害賠償するような形になってしまうようなことを最初から契約するのかと聞いている。この5年間でそういったことがあり得るといふ前提のもとで契約を結ぶのと、そういうことを相手に何もうたわずに契約を結ぶのとでは、指定管理が全然違ってくる。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長　プールについている駐車場については開設のときから有料であるが、総合福祉センターについては、施設の特徴から現在無料となっている。その取り扱いが変更になった場合、先ほど福祉総務課長が説明したように、指定管理者と市との間で協議を行っていくことになるかと思う。その場合の取り扱いについては、その協議の中で決定していくことになるし、どのような料金の取り扱いにするかについても、市の決定、それから指定管理者との協議の中で決めていくことになる。先ほど委員が言われていた条件の変更というところはあるかと思うが、その契約状況の変更については協議の中で対応していくことになるかと思う。

あらたに委員　　私、正直に言ってしまうと、これ5年間契約してしまっているから、全体の計画を先延ばしにするということになってしまうのではないかと心配している。皆さんにやる気があるのかないのか、ここら辺について

情報というか進展の話も何もない中でずっと来ていて、正直言って町なかにある無料の駐車場の放置状態はひどい。その解消問題もしっかりやっていただかないといけないのに、安易にこういう形で進めていくと、そちらのほうがなかなか進んでいかないのではないかとということで、しっかりとした全体の公共施設の駐車場の管理運営について、個別で今までどおりやっていくのか、それ全体を見据えて何かしら別な方策でやっていくのかをきちんと決めないと、いつまでたってもだらだらだらだらとなってしまうと思っている。所管が違うと思うので、そこら辺は意見として述べさせていただく。

小林委員 温水プールと総合福祉センターという機能が違うところを一体的に指定管理するというところでやっているわけであるが、施設が隣り合っているわけであるし、建物も連続しているので一体的に管理することが非常に効率的だということでそうになっているが、例えば2番のところに指定管理者の公募というのがあり、公募することにより競争原理が働き、民間経営の発想やノウハウが生かされる云々とあるが、一体的に管理してもらうことになっていく中で、結果としてはずっと同じ事業者の方が指定管理を受けることになっているのではないかと思うが、その点はどのように考えているのか。

松崎福祉総務課長 まず今回一体的ということでは、こちら説明させていただいたとおり、市民へのサービスの維持向上というところで効率的な運営であると市では考えているところである。競争原理が働くということも、この指定管理を導入するに当たっては、その目的の一つとなっている。民間サービスを導入することで市民サービスの向上につながるのではないかとということで指定管理を導入しているわけである。最終的にずっと同じ事業者が継続というところであるが、平成27年度に指定管理5年の更新をする際に、実際に施設の見学と説明を聞きに来られた団体が7団体あった。その後実際に応募されたのは2団体で、審査をした結果現在の事業者となっているので、結果的には同一事業者ではあるが、一定の競争原理を働かせながら現在に至っていると考えているところである。

小林委員 私は、公的なスポーツ施設を管理運営するノウハウと、総合福祉センタ

一のような福祉施設を管理運営するノウハウとは、かなり違うのではないかと思う。それを一体的にやってもらうとなると、それはなかなかこの業者でもできるというわけではないので、それが両方できるところとなっていくと、形の上では公募だが結果的に同じ事業者がずっと指定管理を受け続けることになっていくというおそれもあると私は思う。だから、建物が隣り合っていて、しかもつながっているということで一体管理と、これが効率的だということだけでずっと進んできているが、それだけではない発想というか、それぞれの特化したノウハウを生かしていくことも一つの選択肢ではないかと私は思うので、これまでの経過も振り返ってぜひ検討してもらいたいと思うが、その点はいかがか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長　まずスポーツのほうからご説明させていただきたいと思う。温水プールと総合福祉センターの施設の特性としては、いずれの施設も清掃工場からの温水の供給とエネルギー供給を受けているところである。総合福祉センターのところでもまず一時的に温水を受け、さらにそれが温水プールにも流れていて、設備とすると基本一体で運営しているという施設的な特性がある。これまでは施設のハードの特性が非常に大きなところであったかと思う。

また、多摩市の事例とは少し違うが、昨年、総合体育館関係の指定管理の更新等も行ったところであるが、その際に提案をいただいた企業などの事例、提案企業の実績などを見ると、スポーツ施設と併せて福祉施設と一緒にしているような施設を運営しているところを指定管理で受託しているような事例などもあった。

したがって、様々な施設の形態がある中で、施設の特性、そこで展開する事業などを踏まえて、応募する事業者のほうも参加してくるのではないかと考えられる。そのようなことを考えると、現在の施設の特性、事業などの内容において、施設名称は異なるが共通する部分もあるかと感じているところである。

小野澤健康福祉部長　基本的な考え方については今温水プールの所管部長からお話をさせていただいたが、共通する部分、一方で性質的に異なる部分もあるので、その辺りはまさに今回公募をさせていただくことで事業者から提案をいた

だき、それについてしっかり審査をして、最終的に決定をしていくことになろうかと思う。

小林委員 今、小林部長が言われたように清掃工場で発生する熱を使って、熱交換で温水プールも、総合福祉センターのプールもその熱を使っていくということだった。構想においては確かにそうだったと思うが、清掃工場の焼却炉については最初3基つくる予定で、その熱を大いに利用できるということだったと思うが、実際には焼却炉は2基だけになり、しかも運転はごみが減ってきている中で1炉運転で、熱も当初の計画よりはずっと減ってきていると思う。

だから、多分、温水プールもかなりボイラーを使ってやっているのではないかと思う。当初のときとかなり状況は違ってきていると思う。そうすると、動き出してしまっているのを止めるわけにはいかないのかもしれないが、やはりそれぞれのノウハウがきちんと生かせるようなことも選択肢として考えていくべきではないかと私は思うので、それは要望したいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは7件目、「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」報告書の作成及び取組状況の報告について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議資料7、「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」報告書の作成及び取組状況の報告について、説明させていただく。こちらは、民生委員の今の充足率というか欠員状況を踏まえて、昨年度、令和2年8月に多摩市の民生委員・児童委員の皆様方、それから関係課と集まり、どのような手法で取り組むことで民生委員の担い手を確保することができるかということで検討させていただいたものになる。資料として別途、報告書と民生委員さんの担当区域図をつけさせていただいている。

こちらの検討会の実施内容については、昨年度4回実施させていただき、民生委員の欠員の状況と現状の課題の共有、その上で課題解決の取り組み

の施策について、そして候補者確保に向けた施策案について、最終的に検討結果を取りまとめたところである。

今後の取組状況というところで書かせていただいているが、今年4月の民生委員協議会において、本報告書の内容の報告並びに今後行う施策の方向性について、民生委員の皆様方と協議をさせていただいた。その結果、ご承諾を得られたことから、主に下記の取り組みを実施していきたいと考えている。主な点として3つほどあり、まずは課題としてサポート不足、委員業務の負担感というものが現在民生委員・児童委員を担っている方々からの声としてあったので、委員活動がしやすい環境の構築、負担軽減への取り組みを進めたいと考えている。その手法としては、会議開催方法の見直しや班活動による新任委員へのフォロー方法の整理、そして行政主体による民生委員への研修の実施を考えている。

2点目として、関係機関全体での欠員対策で、この点については他機関からの推薦が少ないような現状もある。そちらに対応するために、まずは自治会、管理組合や青少年問題協議会など関係機関が行う会議に参加し、意見交換させていただいて、どういうことを行っているか民生委員の役割をぜひ知っていただいて、担い手になっていただけるようにアプローチしていきたいと考えている。

ただ、非常に残念なのだが、緊急事態宣言発令に伴う会議等の中止があり、現在まだ未実施である。今後の会議開催時期を捉えて、この取り組みを前に進めていきたいと考えている。

3点目であるが、適切な民生委員情報の周知で、こちらの業務の内容、そもそもどういったことを民生委員さんがやっているのかという啓発が不足しているのではないかというような委員会での報告もあるので、民生委員はどういった業務を担っているのかその役割、またやることでの達成感といったことを知っていただくためにも、候補者向けパンフレットの作成に取り組んでいきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 この民生委員は、担当区域に住所がないとなれないのか。

松崎福祉総務課長 実際になられる方にとっては、ご自身の地域でなられるのが安心感と

顔が見える関係性があるということで非常に大事なポイントではあるが、住所に縛られるものではない。

しのづか委員 今議会でいいじま議員が質問で取り上げていたが、この担当区域の区域割を見てもわかるように、第1、第3という区域は多く、そして第2区域でも諏訪の都営団地のところが空になってしまっていて、都営団地にお住まいの方というのは、特に今コロナ禍で大変な状況で、人のお世話までできる状況ではない人も多く住まわれているわけである。

そういった中で、逆に言えば意欲的にこういった活動を担当区域外だがやってみようという人もいるかもしれない。今までの多摩市のルールでは、そこにお住まいの方で推薦をしていただいて大体住所地で活動していただくというのが暗黙のルールだったと思うが、今後の人材確保のあり方ではもう少し全市的に、区域を変えろとは言わないが、例えば区域を細かくする、実際にお困りの人がお住まいになっている状況は、面積の区域では表せないと思う。そういったところも細かく見て、広く人材を集めるようなことも考えてよいのではないかと思うが、いかがか。

松崎福祉総務課長 民生委員の担う区域の場所のことであるが、現在多摩市の場合は、こちらの区域図を見ていただくと、全体で20の欠員区域があるような状況である。欠員地区が多いと、区域を小さくしていくにはさらに担い手をふやしていく必要性もあるので、正直現状では難しいかと考えている。

したがって、まず今やれることとしては、まさしく当該区域ではなくその近隣の方で、自分でもこういうことができるのだと思っていただける方に、こういう欠員が発生している状況であるというところをしっかりと知っていただいて、どういう活動をしていくことで地域に貢献できるのだろうかというところを、私たちもまずしっかり周知をしていくことが大事かと考えている。まず今ある状況をきちんと皆さんに知っていただいて、そして役割を知っていただいてというところで取り組みを進めていきたいと考えている。

しのづか委員 今のお答えでは、私と同じなのかどうなのかよくわからなくて、近隣以外はできないのか、オール多摩市の中で例えば多摩センター区域に住んでいるが、諏訪の人のお世話をしてもいいよという人にはきちんと受け持つ

てもらって活動してもらおうということも、私はあってもいいと思う。そういうこともきちんと検討の視野に入れていただきたい。それについてお答え願う。

松崎福祉総務課長 区域の捉え方であるが、一応一定のルールがある。多摩市は今第1、第2、第3と、第4の4つの区域に分かれているが、この区域を飛び越えて別の区域の方がエリアを担うことは基本的にNGとされている。民生委員協議会のルールとして、規則としてまず定まっているような状況である。したがって、協議会の区域内というところでは、よりその隣接した方のほうがいいという一つの理由は、より地域を詳しく知っているというところもあるので、そういったところを要素として持っているというところではある。したがって、一つ対応策としては隣接、その次は区域内というところでもまず取り組みを進めていきたいと考えている。

小野澤健康福祉部長 現状のルールについては、担当課長にお話をさせていただいたところであるが、このエリアの考え方については、これまでも民生委員協議会の中で話が出てきたこともある。その中で議論していく中で、一定のルールとして決めてきた部分がある。今回の検討会の中にも入っていただいて今後の欠員対策について一緒に協議をしてきたところもあるので、その辺りの考え方についても行政が勝手に決める話ではないので、もちろん市から提案する部分もあるが、一緒に協議をしながら、また今後引き続き皆さんとどういう形で対応していけるか考えていきたいと思っている。

しのづか委員 そのルールに縛られてきたから、こういう状況を生んでしまっている。だから、そのルールに基づいて物を考えるのではなく、実際私の地域でもそうであるが、民生委員さんのような大変な仕事担っていただいている方は、ほかの青少年問題協議会等いろいろなことでも、その人に負担が重くかかってしまう。その人がいなくなってしまうたら、ぽっかりその地域で担っていただく方がなくなってしまうという状況が生まれてしまっている。これが今までの結果積み重なって今こういう欠員の状況を生んでしまったのではないかと思う。特にこれからコロナ禍、アフターコロナということを考えたら、もっとそのお世話をする方がふえると思う。だから、もう少し、逆にこのエリアではだぶついていると、もっと意欲のある人が

いるというところは、隣やその先の地区だが担ってもらえないかという働きかけもあってよいと思う。例えばコミュニティセンターの運営協議会のスタッフなどはその地域内の人が来ているわけではなく、多摩市内にお住まいの方で、例えば私の地域でひじり館のスタッフをやっている方もいるわけで、そういった形の地域の関わりというものもあり得るので、もう少し広い視野で物事を捉えていただきたいと思います。

小野澤健康福祉部長 ご意見をいただきありがとうございます。そうしたご意見についても民生委員協議会の中で共有して、議員からもそういうお話があったということは共有しながら議論を進めていきたいと思っている。また、この人材がなかなかいないという話については、一般質問でもお答えをさせていただいたが民生委員だけの話でもなく、ほかの分野でも同じような状況があるというところについては、全庁の中でしっかり協議をして進めていきたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは8件目、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(仮称)について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議資料8をご覧ください。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(仮称)についてご説明させていただく。本件については、議会の最終日に臨時補正予算として計上させていただく内容となっている。現在まだはっきりお示しできないような状況もあるが、わかっている内容でご説明をさせていただきたいと思う。

まずこちらの支援金の趣旨であるが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援金の再貸し付けを終了した方、また、再貸し付けについて不承認とされたなどの事情でさらなる貸し付けを利用できない生活困窮世帯の方々が存在するというところで、こうした世帯の方々に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげていくために、こちらの多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものである。

対象者に関しては、先ほど申し上げた総合支援金の最終貸し付けを終了した世帯、それから再貸し付けについて不承認とされた世帯、再貸し付けの相談等を行ったが申請できなかった世帯の方々が対象となるが、一定の要件があるので、そちらの要件を満たす世帯の方々が対象となる。その要件であるが、主に3つある。収入要件、資産要件、そして求職活動等の要件を満たしていく必要がある。

支給額・支給期間については、まず単身世帯の方は月額6万円、2人世帯は月額8万円、3人以上世帯は月額10万円。こちらは申請月から3か月という支給期間になる。

実施主体としては、福祉総務課で所管する。

こちらの財政措置については、実施する経費については新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金によって補助率10分の10で措置ということを行っているところである。

資料2ページ目に入るが、対象見込み世帯数であるが、現在の試算では471世帯を見込んでいるところである。こちらの国提示の積算方法によって多摩市の支援金利用世帯予測数を算出しているところである。471世帯の中で単身世帯、2人世帯、3人以上世帯がどのぐらいの割合なのかは、令和3年6月3日現在の総合支援資金再貸し付けの申請世帯数を参考に算出させていただいたところである。

予算額については、事業費、事務費合わせて1億949万9,198円を見込んでいるところである。

こちらの制度周知であるが、これから行っていくような状況になるが、まず総合支援資金再貸し付け申請世帯への個別通知を現在検討しているところであるが、この総合支援資金の再貸し付け申請世帯について情報を社会福祉協議会が持ち得ているところから、市では現在情報がないような状況である。そのため、個人情報等の手続を確認しながら現在社会福祉協議会と調整中である。あとはたま広報、市公式ホームページ、公式LINE、公式ツイッター等を活用して周知をしっかりと図っていきたいと考えている。

実施方法については、まず申請を7月5日号のたま広報で周知した時点

から予約の電話開始を始めたいと考えている。こちらは就労支援につなげていくというポイントがあるので、通常こういう支援金系は郵送でのやり取りが主だったりするが、予約制で対面で相談できる環境をつくりながら申請の受け付けを実施したいと考えている。そのため、しごと・くらしサポートステーションの中に受付場所を設け、そちらに市の職員が足を運んで申請の受け付けを実施したいと考えている。

加えて、しごと・くらしサポートステーションの自立支援相談員のご協力いただきながら面談を実施していける環境を整えていきたいと思う。そのために、申請については予約という手法を取り入れていきたいと考えているところである。申請を受けた後支給開始となるが、おおむね3週間程度で支給実施できるのではないかと今事務スケジュールを考えているところである。8月31日が申請の受付終了日となっているので、7月から8月末まで約2か月間が申請受付期間である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 個別通知を今調整中ということであるが、個別通知をする時期というのは、このたま広報が出される前と考えてよろしいか。

松崎福祉総務課長 個別通知の日付であるが、現在東京都からの通知では、個人情報の取り扱いが法的にどうなのか今調整されていると伺っている。6月下旬に正式に告示して、個人情報の取り扱いが法的に認められるかどうか調整し、それを受けてから社会福祉協議会からデータをもらって通知の手続という流れになるので、私たちも努力していきたいところであるが、早くて7月5日のたま広報の発行日と同日の日付で郵送できればよいと考えている。

しのづか委員 それでは遅いと思う。7月7日から受付開始となっているが、受け取ってすぐに対応できる人は少ないのではないか。もう少し個別通知を早めて、受付開始は7月7日でよいと思うが、ご案内はもう少し努力して早めるべきではないかと思うが、いかがか。

松崎福祉総務課長 できる限り早く取り組みたいと考える。

小林委員 実施方法のところがよくわからなかったので説明をお願いしたいが、今7月7日から申請受付開始で、しごと・くらしサポートステーションに市の職員の方が、福祉総務課の職員の方になるのか、行って対応すると書

いてあるのだが、そのすぐ下に、書類提出時にしごと・くらしサポートステーションの職員である自立支援相談員と面談をするということがあるが、これは市の職員の方に受付をしてもらって面談をするということではないのか。そこがよくわからないのだが。

松崎福祉総務課長 手続の流れであるが、現在想定しているのは、まずしごと・くらしサポートステーション内に受付場所を設ける。申請の受付に関しては、市の職員と、会計年度任用職員を雇用させていただいて、そちらでの対応を考えている。自立支援の就労等のご相談については、しごと・くらしサポートステーションの職員の方のご協力をいただいて、申請を受付後、相談をしたいという方がおられた場合には相談につなげていくという流れで考えているところである。

小林委員 受付をして要件等を確認し、要件に合っていれば支援金を支給する手続に入っていくと思うが、それは市の職員の方あるいは再任用の方も含めてやられるということか。就労等につなげる場合には、しごと・くらしサポートステーションの委託先の職員の方をお願いをするということなのか。

松崎福祉総務課長 言われるとおりである。

小林委員 生活保護を受ける場合に、非常に収入が少なくて生活保護基準以下であっても預貯金があれば基本的にはできないということがあるので、そういう場合はこの支援金のケースが該当するのではないかと思うが、その辺の生活保護との関わりについては市の職員の方がうまく対応してつなげていくことになっていくのか。

松崎福祉総務課長 今回の制度の目的には、生活状況に応じて生活保護につなげていくことも一つ要素として入っている。私どもは日頃から福祉総務課においても、しごと・くらしサポートステーションにおいても、生活状況のご相談に応じながら必要があれば生活保護につなげていくという取り組みを実施しているため、今回も同様な形で、市の職員が対応した場合でも必要性がある場合は生活保護につなげていくという対応をしたいと考えている。

小林委員 生活保護申請をするときに、先ほども言ったように一定額以上の預貯金があると受けられないということがあるので、そういうときは大体生活保護の受付で、預貯金があったらだめであると、だから一定程度生活のため

に貯金を取り崩して使って、一定額以下になったらまた申請してほしいというのが多分通常は多いと思うが、そのときにその当事者の方がなくなったからということでもうまく申請に来ればつながるわけであるが、なかなかそのようにつながらない場合もあるのではないか。だから、こういったような本当に生活をするために支援をする、支援が求められている人を確実に生活保護につなげていくことが非常に大事だと私は思うので、この点はしっかりと連携を取ってやってほしいと思う。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは9件目、令和2年度（2020年度）生活保護の相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長　協議会9件目、生活保護の相談・申請状況等についてである。本件については、議会ごとに生活保護の相談状況・申請状況等を報告させていただいているところである。今回は、令和2年度・昨年度1年間どうであったかを報告させていただければと思っている。

まず1番目、相談のところである。昨年度1年間で991件という状況であった。前年が631件という状況であったので、下に書いてあるように相談件数は9月以降一旦落ち着いたような状況であったが、年末年始の境に急増したような状況であった。合計では、昨年比約1.6倍という状況であった。申請の内容については、昨年9月議会では安斉議員、12月議会では小林憲一議員にそれぞれ相談の内容を資料という形でお示ししているの、そちらを参考にさせていただければと思う。また、申請については、7月以降高止まりの状況であり、昨年度は227件で昨年比1.3倍というような状況であった。

2番目であるが、こうした状況を受けて被保護世帯、人員、保護率がどう推移したかというところである。表の見方であるが、棒グラフの白い棒のところ、4月で言うと1,858となっているところが世帯数である。オレンジの棒グラフ2,443件となっているのが保護人員である。黒い折れ線グラフが保護率、これは人口当たりの保護人員数であり、パーミル

というあまり使わない単位であるが、わかりやすく言うと1.64%というような状況であった。こちらも5月以降いずれも増加傾向にあるというような状況である。特に保護世帯数については、多摩市として初めて1,900世帯に達したのが1月である。以後1,900世帯をずっと超えているような状況であり、いよいよ多摩市も1,900世帯という大台に乗ってきたという状況である。

続いて、3番目であるが、東京26市で比較すると多摩市はどのようなのかというグラフになっている。先ほど言ったように、多摩市において保護率は増加傾向にある。1月の時点で16.7パーミルという状況であった。一方で、東京都26市平均だと17.3パーミルという状況であり、26市平均からするとやや下回っているような状況になっている。先ほど来ご説明があるように、総合支援資金、住居確保給付金、その他のいろいろな生活困窮者に向けての支援策が出てくる。また、先ほど説明のあった新型コロナの生活困窮者自立支援金、こういったいろいろな制度が生活困窮者向けに出てきているような状況であるが、生活保護制度はやはり市民の安心・安全を守るという最後のセーフティーネット機能というところがある。我々職員一同も、このようなことを認識しながら、最後のセーフティー機能という使命を果たしていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは10件目、シルバー人材センターによる行政財産「高齢者事業団事務所・作業所(和田)」の建て替えについて、市側の説明を求める。

伊藤高齢支援課長 現在和田434-1、多摩保育園の近くになるが、そちらに設置をしているシルバー人材センター事務所、こちらは植栽の関係の事務所として休憩室、打合せ、その他資材の保管などに使っている建物である。昭和54年に整備をしていて、築40年を超え、経年劣化によって老朽化が進んでいる。そのため新作業所の建て替えについて、関係課とも所管替えなども含めて整備を今進めているところである。このエリアは埋蔵文化財の包蔵地で、2番のところにその試し堀りを市で実施した結果を載せている

が、試掘をした結果、遺跡が一部発見されたというところがあり、この後に事業所負担による埋蔵文化財の本掘調査を実施の上、場所は今ある施設の場所ではなくもう少し北側の奥のところになるが、和田440-1に、新事務所の建設を着工していきたいと考えている。

2ページ目を見ていただくと、写真をつけているが、現在事務所があるところを緑色にしている。下のところに「現作業所」とあるが、ここにある。その老朽化ということで、こちらではなく、今度は赤で上のほうに丸印をしているが、この場所にシルバー人材センターの新事務所を建設したいと考えている。ついては、現在この黒い点線が高齢支援課の所管となっているが、この土地全体ではなく、赤い色で示している、右側の公道から赤いところを通路として整備し、それで北奥地、長方形に進んでその奥という形で整備をしていきたいと考えているところである。

試掘をした結果、本掘が必要であるということで、令和3年2月にその結果が出て、シルバー人材センターと協議をした結果、新しい事務所については、シルバー人材センターが本掘調査の実施プラス新事務所の建設を実施したい、負担したいという意向を示されたので、新たにここで整備をするとしたものである。ついては、この土地については行政財産となっているので、毎年、行政財産の使用許可を1年ごとに更新する形で施設の利用をしていただいていたが、規則に沿って公共的な団体であるシルバー人材センターに公益事業に要するものとしてこの土地を無償で貸し付けるといふ、20年間の公有財産無償貸付契約を締結したいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 赤の部分は今道路か。

伊藤高齢支援課長 赤の部分は、その赤の手前のところが農園のようにになっているが、赤を含めてこの広い四角の部分は、農園になっているところも含めて公園緑地課が所管をしている。現在は更地になっているが、公園整備をするための土地として公園緑地課が所管をしているものである。手前の農園については、整備までにはまだ期間があるため、有効利用ということでコミュニティセンターが一部を借りて農作物をつくっておられると聞いている。あと手前のほうは、障害福祉課が福祉農園という事業をやっている。東寺方

で実施していたが、その土地が使えなくなったということで、今年度から手前の土地については障害福祉課が使用許可を得て使っていると聞いている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは11件目、高額介護サービス費の負担限度額等の見直しについて、市側の説明を求める。

廣瀬介護保険課長 この8月から介護保険法施行令等の一部を改正する法律、政令の改正により、2点見直しを行うものである。

1つが、高額介護サービス費の見直しで、これは1か月に支払った利用者の負担が一定程度の額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度となっている。これについて、現在の医療保険の高額医療制度と合わせた形で8月から負担能力に応じた負担に見直すということで行うものである。

具体的には、表の中であるが、現在この高額サービス費を受けておられる方の大体5%の方が現役並みの所得者となっているが、この現役並みの所得者の区分をさらに3つに区分けして、所得に応じた負担を求めていくような内容に変わる。現行だと世帯全体で4万4,400円が自己負担の上限であったものが、現役並み所得の中でもさらに一定の所得のある方については、それぞれ世帯で9万3,000円、14万100円に見直しが行われるものである。

2点目であるが、補足給付の見直しで、こちらについては介護保険施設やショートステイを利用した場合に、利用された方で低所得者を対象として食費・居住費の助成を行うものである。こちらについても、在宅でデイ・サービスやグループホームなどの介護を受ける方との公平性の観点というところで、このたび見直しが行われるものである。

こちらも、次のページの表を見ていただけたらと思うが、施設入所者に対する1日の食費についてであるが、現在第3段階650円が1,360円になるというところと、ショートステイの食費については、現在それぞれ390円、650円というところが600円、1,000円、1,300

円と日額の上限額が少し高くなる。この段階についても、現在の介護保険の保険料の区分段階に応じて、第3段階は今1つであるが、所得に応じて第3段階を2区分に分けるという変更が行われる。

また、もう一つ、この補足給付については、預貯金の基準が要件で設けられていて、そちらについても現在だと単身で預貯金が1,000万円以下であればというところなのだが、こちらについてもそれぞれの段階に応じて650万円、550万円、500万円というふうに、少し厳しい改正が行われるような状況になっている。

なお、それぞれ現在ご利用の方には通知でお知らせをしているほか、介護保険事業者の皆様、ご支援いただいている皆様については、今月の初めに通知でお知らせをしているところである。また、今後利用される方についても、たま広報、市公式ホームページ等でお知らせをしていく予定である。

また、現在高額介護サービス費、現役並み所得の方で該当しそうな方がどのくらいあるかというところ、大体毎月千四、五百人の方が高額介護サービス費の支給を受けているが、現役並み所得の方がそのうちの約70人、そのうちの20人くらいが多く見て該当しそうだというような見込みである。また、補足給付のほうについては、現在約800人の方にご利用いただいている。低所得の者の方に限らずであるが、貯金を切り崩して生活されているという方もあるので、日々預貯金は変動していくものであるが、現在の状況で見て1割くらいの方が該当するというところで、大体80人の方がこの補足給付を受けられなくなるのではないかという見込みをしているところである。

いずれにしても、高額介護サービス費については8月の利用分から、補足給付については8月の認定分から変更になる。市民の皆様には丁寧に説明をしていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

1 2 件目、第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画（令和3～5年度）の策定について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 「第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画（令和3年～5年度）の策定について」という1枚目の資料をご覧くださいと思う。本計画の策定をしたので、今回ご報告をさせていただき次第である。

1番、計画の概要であるが、障害福祉分野の計画については、今後6年間の障害施策の基本的な方向性を定める「多摩市障がい者基本計画」、あと今後3年間の障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策等について定める「多摩市障害福祉計画・障がい児福祉計画」で構成されている。今回策定したのは後者となり、第6期多摩市障害福祉計画、第2期多摩市障がい児福祉計画であり、令和3年度から5年度までの3年間の障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策を定めるものとなっている。

これまでの経緯のところである。計画策定に向けてであるが、まずは庁内関係課長によって構成される庁内委員会で検討してきた。また、学識経験者や障がい者団体、関係機関等で構成される多摩市地域自立支援協議会、あとその下部組織となる障がい当事者や支援担当者の方で構成される権利擁護専門部会等において審議を行い、令和3年4月末に計画を策定したところである。令和3年～5年度の計画ということで、当初当然令和3年3月に策定予定だったが、コロナ禍において緊急事態宣言が出た形で自立支援協議会等の開催を延期したことによりスケジュールを変更し、4月に策定をしたところである。これまでの経緯の昨年度のところ、障がい者生活実態調査の実施、事業所アンケートの実施、あとは先ほどの庁内委員会3回と、自立支援協議会は3月29日が延期して開催した分となる。あと権利擁護専門部会は一部2月3日が書面協議となったがご意見をいただいた

のと、広くパブリックコメントを12月から1月に実施している。

計画の公表についてであるが、今回計画については通常版のルビなし、ルビありのもの、概要版もルビなし、ルビありのもの、あとわかりやすい版を作成し、ホームページ等々で配布しているところであり、点字版と音声版についても作成するが、これは作成次第公表させていただく予定となっている。

概要についても簡単に説明させていただければと思う。概要についての資料をご覧願う。

第1章については、計画の策定にあたってというところで、目的等を書いてある。先ほどと重複するところがあるので、こちらは省略させていただく。

第2章であるが、障がい者・児を取り巻く状況と課題を記載しており、障がい者・児を取り巻く状況というところで、家族の高齢化、障がい者の重度化、障がい者・児数の増加による障害福祉サービス給付費の増加を課題として記載している。あとは、障がい者生活実態調査と事業所アンケートであるが、計画を策定する上での基礎資料とするためにアンケートを取った内容を掲載させていただいている。

第3章計画の内容のところであるが、まずはサービス提供体制の確保に関する考え方というところで、高齢化・重度化が進む中でも、将来にわたり安定的にサービスを提供していくための人材確保に向けた取り組みを検討していく必要がある。あとは昨年7月に施行させていただいた「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく具体的な取り組みの検討を進めていく必要があると記載しており、また、2番で、コロナウイルス感染症対策と感染症の中での災害時の対応も重要な課題であるというところで検討項目に掲載している。

3番目が、サービス提供体制の確保に係る目標というところで、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築とな

っている。各サービスの見込み量については、基本的にはこれまでの実績や今後の見込みに基づいて推計しており、コロナの影響も考慮しているところである。

第4章、計画の推進に向けてというところで、評価等であるが、地域自立支援協議会や事業者等連絡会を中心に評価を行っていく、年1回PDCAサイクルのプロセスに基づき、関係機関にも協力をいただきながら目標値、見込み量の進捗状況を評価し、必要に応じて見直すこととしている。また、サービス提供体制の確保や市の財源確保に向け、国や東京都への継続的な要請をしていくものとしている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 障がい者差別解消条例を持って初めてつくる計画という形になるわけであるが、条例を受けて今回初めてこの計画に盛り込んだ内容としてはどういったものがあるのか。

平松障害福祉課長 条例制定の内容というところであるが、具体的に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定」というページを設けて、簡単な説明を加えさせていただいたところである。あとは、従前からつくっているが、ルビあり版も当然であるが、わかりやすい版も継続して作成しており、自立支援協議会、あと権利擁護専門部会にもご意見をいただいてその内容を修正して作成したものになる。

あらたに委員 条例を受けて具体的な施策に落とし込んだものは何かを聞いている。

平松障害福祉課長 具体的に盛り込んだ内容としては、多摩市の課題のところ、差別解消条例の記載に触れ、実態調査の中で約6割の方が差別解消法を知らないという話を加えさせていただくとともに、その後実際のサービス確保に関する考え方、それ以降もそうであるが、生活実態調査を踏まえて差別解消条例の内容については多摩市障がい者差別解消支援地域協議会等で具体的な取り組みを検討していくというような記載にしている。

あらたに委員 東京都が条例を持っている中で、多摩市は多摩市でわざわざつくったわけであるから、それを受けて、この計画の中に具体的にこういうことが変わっていったということの見える化をしっかりとっておかないと、条例を持った意味がないというか、わざわざ市がつくったという価値がなくなって

しまうので、そこは具体的な施策として、この条例を受けて計画にこういう形で新たな試みとして盛り込んでいるというものをしっかりうたっていないと、市民には条例に対する理解もなかなか進んでいかないかと思うので、しっかりお願いする。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは13件目、多摩市の健幸まちづくりの歩みとこれからについて市側の説明を求める。

原島健幸まちづくり推進室長　協議会資料13をご覧ください。こちらの資料であるが、これまでの多摩市の健幸まちづくりの主な取り組みを年表形式でまとめたものになっている。こちらに基づいて、多摩市のこれまでの健幸まちづくりの主な取り組みと今後の方向性についてご報告する。

本市の健幸まちづくりの取り組みであるが、平成27年に第五次多摩市総合計画・第2期基本計画において、スマートウェルネスシティ・多摩の創造を全ての施策を貫く取り組みの方向性として位置づけ、具体的な取り組みが始まっている。

平成28年には初代の政策監となる安里政策監をお迎えして、健幸まちづくりの基本方針の策定、そして議会でも議決をいただいた多摩市健幸都市宣言を制定するなど、健幸まちづくりの基礎を築き上げている。

その後、人生を最後まで満喫するこつを学ぶ『あなたの「生き方・老い方」応援本』の発行、ライフウェルネス検定を実施するなど、市民の皆さんの意識啓発に取り組んできている。応援本については、累計2,000冊以上、検定については、延べ160人を超える方に受験をいただいているような状況になっている。また、健康無関心層が多いと言われている働き盛り世代に向けた意識啓発として、この年から40歳になる市民の方へ「for40」の発行を行っている。この時点で、多摩市市政世論調査における健幸都市の認知度は21.5%となっている。

平成30年には2代目の政策監として倉吉政策監をお迎えし、健幸まちづくりの取り組みを庁内・地域で具体的に進める体制づくりに取り組んで

いる。

令和元年度には、第五次多摩市総合計画・第3期基本計画で健幸まちづくりのさらなる推進を計画の基盤となる考え方として位置づけた。さらには、健幸まちづくりにおける各部の役割の設定など、全庁で健幸まちづくりを推進する体制を構築している。この時点での市民の健幸都市の認知度は38.8%と、平成29年度と比べおおよそ2倍に伸びている。多摩市版地域包括ケアシステムの構築に関する取り組みに関しては、平成29年度に多摩市版地域包括ケアシステム専門部会を設置し、庁内での取り組みを進めてきている。「きづく」と「つなぐ」のためのヒント集の作成、相談窓口の総合案内のパンフレットの作成などの取り組みをしている。

さらに令和2年度からは、これまでの取り組みを一步進め、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会準備会を発足して地域のつながりと専門機関のネットワークを重層的に構築し、何らかの困難を抱えている市民の相談を断らない相談支援体制の構築に向けて庁内での検討を進めている。また（仮称）地域委員会構想とも連動し、支え手、受け手という関係を超えて地域で支え合い、我が事として地域を共につくっていく地域共生社会の実現に向けた地域づくりにも取り組んでいるところである。

今後の健幸まちづくりの取り組みとしては、何らかの困難を抱えている市民の方の相談を断らない相談支援体制の構築が一つ大きな柱になるだろうと考えている。また、引き続き市民の皆さんの学びを後押しする取り組みにも力を入れて取り組んでいきたいと考えている。特に健康無関心層と言われている働き盛りの層に向けた取り組みを今後進めていきたいと考えている。庁内の推進体制についても、これまで2代の政策監を牽引役として進めてきた本市の健幸まちづくりを今後とも発展的に展開していくための体制づくりをしっかりと進めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 今説明の中で多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会準備会で断らない委員会というような形で言われたが、例えば具体的にどのような組織体制、受け入れ体制を考えておられるのかお聞かせ願う。

原島健幸まちづくり推進室長 断らない相談支援体制と言うときにどういった体制を考え

ているかというところであるが、そちらについて詳細は今後ネットワーク連絡会準備会で検討を進めていきたいと思っているが、現行各制度で既に相談支援体制を確立して実施されているところである。ただし、その属性別の相談支援体制だと、どうしてもはさまになってしまい、どこが主導で支援をしていくのか曖昧な点があるという課題があったので、今福祉総務課に新たなラインを昨年度から設置し、そういった複合的な課題をコーディネートするような役割を持たせたラインをつくっているの、そこが中心となって各相談機関が連携して支援に当たっていくようなイメージを今のところ描いている。

板橋委員 各支援の連携を結び、そして断らない、まさに属性もいろいろ様々な市民の要求や願いを聞いてそれに対応する組織であるが、例えばそれを考えたときに、庁舎内のどこにそういった組織をつくろうとされているのかイメージが湧かないが、どのように考えておられるか。

原島健幸まちづくり推進室長 現在考えているのは、ワンストップでどこか窓口をつくり、そこが全ての相談を受けるということではなく、それぞれの相談機関がまずは一旦市民の方の相談を受け止めていただいて適切な相談支援窓口につないでいただく、必要に応じて福祉総務課の3のラインが中心となって関係機関を集めて連携して支援に当たっていくようなことを考えている。ワンストップで庁舎内のどこかに相談窓口を設定することは、現在は考えていない。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時18分 終了

午後 1時30分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 1時30分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

きりき 優